



河北潟ふれあい農園で

野菜づくりをはじめませんか♪



1/4(木)～ 受付開始

令和6年度利用者募集中！！



地図はこちら→ <https://goo.gl/maps/CDk8CMJWMuwQgsS29>

ふれあい農園は河北潟干拓地の北部に2カ所あります。
車では金沢駅から30分。内灘駅から15分の距離です。
広大な干拓地の中、新鮮野菜を収穫できる喜びを満喫できます！

設置場所 石川県河北郡津幡町湖東（河北潟干拓地内の2カ所）



利用区画 1区画 64㎡（8m×8m）

区画数 169区画（1人3区画まで利用可能）

利用期間 4月1日～翌年3月31日
※希望により、翌年度の継続利用も可能です。

利用料金 年間 1区画 3,500円（年度途中からの利用も同料金）



栽培作物 野菜類、花き類（樹木、果樹などの永年性作物は栽培できません）

※駐車スペース・水道あります。（飲用不可）

常駐なし、トイレ、休憩室、農具の貸出し、残さ・ゴミ置き場はありません。各自でお持ち帰り下さい。
利用区画の草刈り等、各自で区画の管理及び周りの環境整備にご協力できる方を募集しております。
みなさまに気持ち良くご利用いただく為に、規則を守ってご利用いただいております。

【問い合わせ先】 一般社団法人 石川県農業開発公社 農畜産課
電話 076-256-5112 FAX 076-256-5675
（電話受付時間 平日 9時～17時まで）



令和6年度4月1日からの新規利用者を募集致します。

ふれあい農園圃場番号図

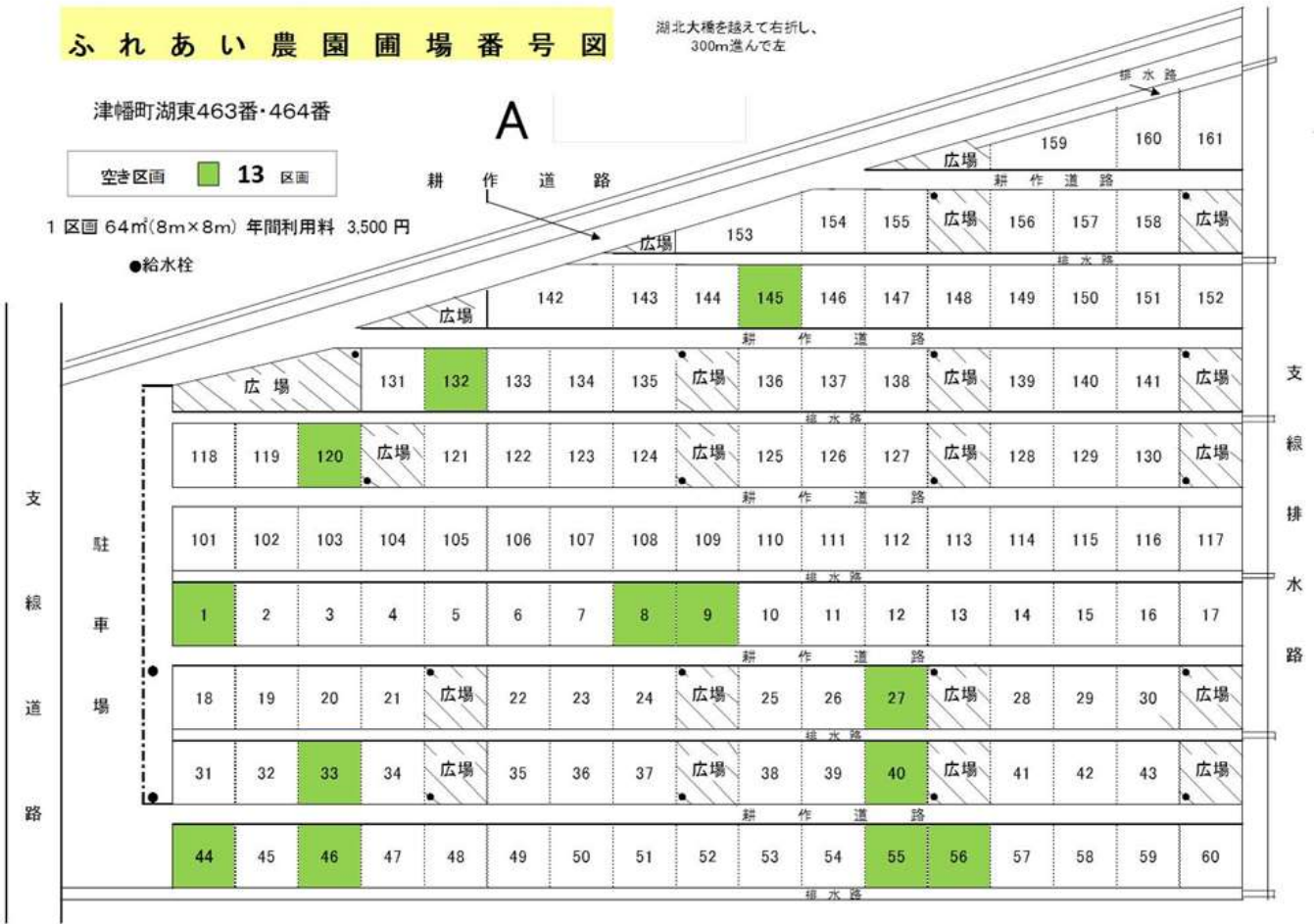
湖北大橋を越えて右折し、
300m進んで左

津幡町湖東463番・464番

空き区画 **13** 区画

1区画 64㎡(8m×8m) 年間利用料 3,500円

●給水栓



ふれあい農園圃場番号図

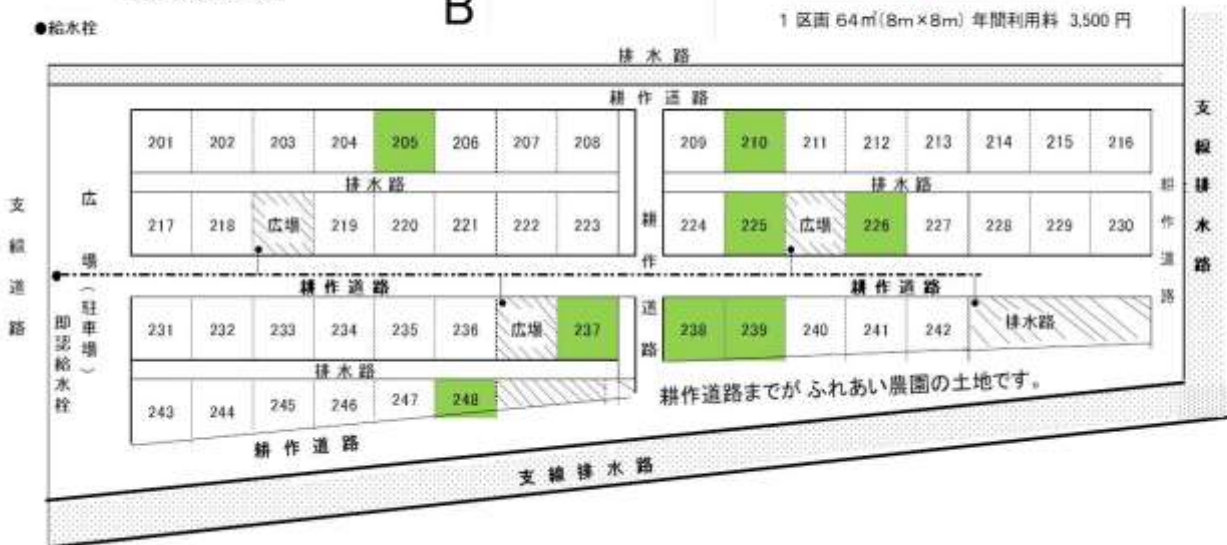
津幡町湖東525番

空き区画 **8** 区画

1区画 64㎡(8m×8m) 年間利用料 3,500円

●給水栓

B



(支線排水路及び支線排水路より奥は、ふれあい農園の土地ではありません。)
支線排水路上に物を置いたり、支線排水路より奥の所に 作物や樹木を植えしないで下さい。

河北潟ふれあい農園利用申し込み方法

最後のページに記載されている「河北潟ふれあい農園利用条件」を必ずお読みになり、お申し込み前に必ずお電話にて空き状況の確認をお願いします。その後、FAX、ハガキのいずれかでお申し込み下さい。

※利用希望者のお申込みが多数あった場合は、募集が早期に終了している場合がございます。ご了承ください。

空き区画の番号について、希望としてはお受け致しますが、確約はできませんのでご了承ください。

(電話 076-256-5112 平日9時～17時まで 事務担当 山村・今井)

① FAXでお申し込みの場合

空き状況を確認後、次ページのFAX用「河北潟ふれあい農園利用申込書」をプリントアウトし、必要事項を記入して以下の番号へFAXして下さい。

(FAX番号) 076-256-5675

※利用者には、4月上旬に利用許可書と利用料金の請求書を送付致します。

申込日 令和 年 月 日

河北潟ふれあい農園利用申込書

区分（ 新規 ・ 追加 ・ 継続 ）

申込内容を○で囲んで下さい。

希望区画番号 番 番 番

※希望番号がなければ記入は不要

フリガナ

氏名

性別 男 ・ 女

年齢

歳

住所 〒 -

電話番号 (自宅)

(携帯)

下記事項の遵守（全て同意の上、✓チェックを入れて下さい。）

- 利用区画に建物及び工作物を設置しない。
- 営利目的とした作物を栽培しない。
- 永年性作物（樹木、果樹等）を植栽しない。
- 正当な理由なく耕作を放棄しない。
- 農地を第三者に転貸しない。
- 作付で生じた野菜くずや雑草、肥料袋や農業資材等のゴミは持ち帰る。

〈個人情報の取り扱いについて〉

お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご案内等の送付やご連絡にのみ使用します。

個人情報保護法その他の法令に基づき開示することが必要である場合を除き、お客様の同意なくしては第三者に提供いたしません。

② ハガキでお申し込みの場合

空き状況を確認後、ハガキに必要事項をご記入の上、郵送して下さい。

表	はがき 切手	〒920-8214	金沢市直江南2丁目1番地
	農畜産課 あて	石川県農業開発公社	
裏	令和 6 年度 新規利用希望	区画番号	番
		〒	
	住所		
	(ふりがな)		
	利用者氏名		
	年齢		歳
	電話番号		
	携帯番号		

※利用者には、4月上旬に利用許可書と利用料金の請求書を送付致します。

FAX, ハガキともに申し込み内容について、公社から確認のご連絡をすることがございます。連絡が繋がる番号を記載の上、お申し込み下さい。

* ~新規お申し込みキャンセルについて~ *

新規お申し込みをキャンセルされる場合は、3月下旬までに必ず公社へご連絡をお願いします。4/1以降（ご利用開始日）を過ぎてからのキャンセルについては、利用料金が発生致しますのでご注意願います。

河北潟ふれあい農園の利用条件

- 1 農園は、野菜等の栽培を目的に使用し、他の目的には使用しないこと。
- 2 次に掲げる行為（禁止行為）は、行わないこと。
 - (1) 建物及び工作物を設置すること。
 - (2) 永年性作物（樹木、果樹等）を植栽すること。
 - (3) 営利を目的とした作物を栽培すること。
 - (4) 農地を第三者に転貸すること。
 - (5) その他農園の管理運営の目的に反すること。
- 3 農業開発公社（以下「公社」という。）の指示に従うこと。
- 4 公社は、次に掲げるときは、利用許可を取り消すことができること。
 - (1) 利用者が利用申込みの取消しを申し出たとき。
 - (2) 利用者が禁止行為をしたとき。
 - (3) 農地を正当な理由なく耕作しないとき、又は6か月以上放置したとき。
 - (4) 公社の指示に従わず、又は利用者としてふさわしくない行為があったとき。
 - (5) 農園の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 5 利用期間の満了後、又は公社から利用許可の取消しがあったとき、利用者は速やかに農地を原状に回復し、返還すること。
- 6 公社が既に徴収した利用料は、返還しないこと。
- 7 農園を利用するために要する農具、資材、種苗、肥料、薬剤等の経費は、利用者が負担すること。
- 8 公社は、利用期間の満了、利用許可の取消し、天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、機材等の損害又は事故に対して責任を負わないこと。
- 9 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により農園の施設等をき損又は撤去したときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- 10 使用している区画については、清掃（排水路含む）及び整理整頓を行うほか、他の利用者と協力して農園内の環境の整備及び保全に努めること。